

(社) 日本家政学会中国・四国支部規約 新旧対照表

旧	新
(社) 日本家政学会中国・四国支部規約 本支部規約は、(社) 日本家政学会定款を基にして定める。	(社) 日本家政学会中国・四国支部規約 本支部規約は、(社) 日本家政学会定款を基にして定める。
(名称) 第1条 本支部は、(社) 日本家政学会中国・四国支部と称する。	(名称) 第1条 本支部は、(社) 日本家政学会中国・四国支部と称する。
(目的) 第2条 本支部は、支部における家政学並びに家政学教育に関する研究の推進と普及を目的とする。	(目的) 第2条 本支部は、支部における家政学並びに家政学教育に関する研究の推進と普及を目的とする。
(事業) 第3条 本支部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 研究発表会の開催 (2) 講演会、講習会の開催 (3) その他必要な事業	(事業) 第3条 本支部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 研究発表会の開催 (2) 講演会、講習会の開催 (3) その他必要な事業
(会員) 第4条 本支部会員は、中国・四国地方に勤務地又は自宅住所のある学会会員とする。	(会員) 第4条 本支部会員は、中国・四国地方に勤務地又は自宅住所のある学会会員とする。
(事務所) 第5条 本支部の事務所は、原則として支部長の勤務所に置く。	(事務所) 第5条 本支部の事務所は、原則として支部長の勤務所に置く。
(役員) 第6条 本支部に次の役員を置く。 支部長 1名 常任幹事 11名 機関幹事 45～55名 庶務幹事 1～2名 会計幹事 1～2名 監事 2名	(役員) 第6条 本支部に次の役員を置く。 支部長 1名 常任幹事 11名 機関幹事 30～40名 庶務幹事 1～2名 会計幹事 1～2名 監事 2名
(役員を選出) 第7条 支部役員を選出は、次によって行う。 (1) 支部長、常任幹事及び監事は、支部会員の中から選出し、支部総会の承認を受けなければならない。 (2) 支部長は、庶務幹事、会計幹事を指名し、常任幹事会の承認を受けなければならない。 (3) 機関幹事は、各機関において選出する。	(役員を選出) 第7条 支部役員を選出は、次によって行う。 (1) 支部長、常任幹事及び監事は、支部会員の中から選出し、支部総会の承認を受ける。 (2) 支部長は、庶務幹事、会計幹事を指名し、常任幹事会の承認を受ける。 (3) 機関幹事は、各機関において選出する。

旧

新

(役員職務)

第8条 支部役員職務は、次のとおりとする。
 (1) 支部長は、支部を代表し、会務を統括する。
 (2) 常任幹事は、支部業務を審議し、執行する。
 (3) 機関幹事は、各機関を代表し、これを統括する。
 (4) 庶務幹事は、支部の庶務を担当する。
 (5) 会計幹事は、支部の会計を担当する。
 (6) 監事は、支部の業務及び財産の状況を監査する。

(役員任期)

第9条 支部役員任期は、2年とし、継続して就任する場合は2期を限度とする。支部役員就任時期は、本部役員就任に準ずる。
 2 支部役員が任期途中で交替する時は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 支部総会は、年1回支部長が召集し、支部の重要事項について決議する。
 2 支部常任幹事会並びに機関幹事会は、支部長が召集し、支部長が議長となる。

(会計)

第11条 支部の会計は、本部からの交付金、その他によりまかなう。
 2 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規程改正)

第12条 本規約の改正は、支部総会の議を経て決定し、本部理事会に報告する。

附則

この規約は、昭和57年5月23日から施行する。
 2. 改正 昭和59年5月27日
 平成11年10月3日
 平成16年10月3日
 3. この規約の実施にかかわる細部に関しては、別に定める内規による。

(役員職務)

第8条 支部役員職務は、次のとおりとする。
 (1) 支部長は、支部を代表し、会務を統括する。
 (2) 常任幹事は、支部業務を審議し、執行する。
 (3) 機関幹事は、各機関を代表し、これを統括する。
 (4) 庶務幹事は、支部の庶務を担当する。
 (5) 会計幹事は、支部の会計を担当する。
 (6) 監事は、支部の業務及び財産の状況を監査する。

(役員任期)

第9条 1. 支部役員任期は、2年とし、継続して就任する場合は2期を限度とする。支部役員就任時期は、本部役員就任に準ずる。
 2. 支部役員が任期途中で交代する時は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第10条 役員については、支部総会の決議によって解任することができる。

(会議)

第11条 1. 支部総会は、年1回支部長が召集し、支部の重要事項について決議する。
 2. 支部常任幹事会並びに機関幹事会は、支部長が適宜召集し、支部長が議長となる。

(会計)

第12条 1. 支部の会計は、本部からの交付金、その他によりまかなう。
 2. 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第13条 支部の事業計画及び予算については、別途定める様式にて学会理事会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第14条 支部の事業報告及び決算については、別途定める様式にて学会理事会に報告するものとする。

(規程改正)

第15条 本規約の改正は、支部総会の議を経て決定し、本部理事会に報告する。

附則

1. この規約は、昭和57年5月23日から施行する。
 2. 改正 昭和59年5月27日
 平成11年10月3日
 平成16年10月3日
 平成22年10月10日
 3. この規約の実施にかかわる細部に関しては、別に定める内規による。

2010年 10月 9日

平成 22 年度機関幹事会 協議事項（1）の 2）～ 4）に関する支部長メモ

ポイント

- ・一般社団法人化に向けて会長以下理事選挙の公正さが要求される
- ・代議員の役割が重要になる（代議員は理事会から独立，会長以下理事は代議員のみで選出（今は代議員＋理事が選出）
- ・そのための日本家政学会支部選挙規程の改訂
- ・理事被選挙人――>理事候補者
- ・代議員候補者――>代議員（支部で選出されたと同時に代議員，現在は理事会・総会承認だが理事を選出する代議員を理事会が拒否できるという制度は認められない）
- ・理事候補者，代議員ともに選出数を数値で示さない（支部内規・申し合わせのこと）
- ・理事候補者に支部長を含める（会員による選挙は選出数－1）
- ・この場合，支部長選挙を先に実施しなければならないか（支部長選挙はこれまでと同様で大丈夫）
- ・理事候補者の資格の変更（代議員経験はずし，本部委員会委員経験を含める）
- ・代議員選挙ではかならず立候補を受け付ける（これまでも常任幹事会が決めた候補者以外の人を推薦することはできていたが，立候補は受け付けていなかった）
- ・選出数より多い候補者から選出数を選出する

もっとも注意すべき変更点

- ・支部長に選出されただけでは自動的に理事になれない。理事選挙で落選すれば支部長ではあっても理事ではない。そうすると，理事がまったくいない支部が生じる可能性がある。
- ・支部長は，支部選出の理事候補者には自動的に含めてよいとのことであるが，理事になるためには，理事選挙で，代議員に投票してもらう必要あり。
- ・これは，全支部長共通なので，代議員は，（全支部長を理事にしてよいと考えるなら）理事候補者のなかの全支部長に投票（たぶん○をつける）しなければならない。
- ・このことを，代議員にしっかり理解してもらう必要はあるが，支部長への投票を強制することはできない（公正の原則に反する）。
- ・きちんと情報提供して理解してもらうしかない。
- ・救済措置………会長指名理事を 2 名選出できるようにする

旧

新

(社) 日本家政学会中国・四国支部内規

(社) 日本家政学会中国・四国支部内規

1. 支部規約第7条に基づき、本支部役員の選出は、次のとおりとする。
 - 1) 支部長
(1) 常任幹事会は、本支部正会員の中から、支部長候補者3名以内を選出する。
(2) 常任幹事会は、選挙管理委員会を構成して、会員の投票に基づいて、支部長候補者の中から支部長1名を選出する。ただし、同数得票の場合は、年長者をもって充てる。
(3) 選挙管理委員会は、支部長選出の結果を総会に報告し、承認を受ける。
 - 2) 常任幹事
常任幹事は、各県の機関幹事又は機関幹事経験者の中から選出する。ただし、員数は、岡山・広島県は各2名、その他の県は1名ずつとする。
 - 3) 機関幹事
機関幹事は、原則として、学会会員3名以上を有する機関において1名選出する。
 - 4) 庶務幹事、会計幹事
庶務幹事、会計幹事は、支部長が指名し、常任幹事会の承認を受ける。
 - 5) 監事
監事は、機関幹事会において選出し、総会の承認を受ける。
2. 理事被選挙人の選出は、次のとおりとする。
 - 1) 常任幹事会は、本支部正会員の中から、理事被選挙人候補者を推薦する。
 - 2) 常任幹事会は、選挙管理委員会を構成して正会員の投票に基づいて、理事被選挙人候補者の中から5名を選出する。ただし、同数得票の場合は、年長者をもって充てる。
 - 3) 選出の方法は、別に定める「理事被選挙人選出方法に関する申し合わせ」による。
 - 4) 選挙管理委員会は、理事被選挙人選出の結果を総会に報告し、承認を受ける。
3. 代議員候補者の選出は、次のとおりとする。
 - 1) 常任幹事会は、本支部正会員の中から、代議員候補者7名を推薦する。
 - 2) 常任幹事会は、選挙管理委員会を構成して正会員の投票に基づいて、代議員候補者の中から7名を選出する。ただし、同数得票の場合は、初任者、年齢層を考慮して充てる。
 - 3) 選出の方法は、別に定める「代議員候補者選出方法に関する申し合わせ」による。
 - 4) 選挙管理委員会は、代議員候補者選出の結果を総会に報告し、承認を受ける。

1. 支部規約第7条に基づき、本支部役員の選出は、次のとおりとする。
 - 1) 支部長
(1) 常任幹事会は、本支部正会員 (**以下「支部正会員」とする。**)の中から、支部長候補者3名以内を選出する。
(2) 常任幹事会は、**本支部**選挙管理委員会 (**以下「選挙管理委員会」とする。**)を構成して、**支部正会員**の投票に基づいて、支部長候補者の中から支部長1名を選出する。ただし、同数得票の場合は、年長者をもって充てる。
(3) 選挙管理委員会は、支部長選出の結果を本支部総会 (以下「総会」とする。)に報告し、承認を受ける。
 - 2) 常任幹事
常任幹事は、各県の機関幹事又は機関幹事経験者の中から選出する。ただし、員数は、岡山・広島県は各2名、その他の県は1名ずつとする。
 - 3) 機関幹事
機関幹事は、原則として、**支部正会員2名以上**を有する機関において1名選出する。
 - 4) 庶務幹事、会計幹事
庶務幹事、会計幹事は、支部長が指名し、常任幹事会の承認を受ける。
 - 5) 監事
監事は、機関幹事会において選出し、総会の承認を受ける。
2. **理事候補者**の選出は、次のとおりとする。
 - 1) 常任幹事会は、支部正会員の中から、**理事候補有資格者**を推薦する。
 - 2) 常任幹事会は、選挙管理委員会を構成して**支部正会員**の投票に基づいて、**理事候補有資格者**の中から**規定数の理事候補者**を選出する。ただし、同数得票の場合は、年長者をもって充てる。
 - 3) 選出の方法は、別に定める「**理事候補者**選出方法に関する申し合わせ」による。
 - 4) 選挙管理委員会は、**理事候補者**選出の結果を総会に報告し、承認を受ける。
3. **代議員**の選出は、次のとおりとする。
 - 1) 常任幹事会は、支部正会員の中から、**規定数以上の代議員候補者**を推薦する。
 - 2) 常任幹事会は、選挙管理委員会を構成して、**支部正会員**の中から**代議員選挙に立候補する者**を受け付ける。**立候補した者は全員代議員候補者とする。**
 - 3) **選挙管理委員会は、支部正会員の投票により、規定数の代議員**を選出する。ただし、同数得票の場合は、初任者、年齢層を考慮して充てる。
 - 4) 選出の方法は、別に定める「**代議員**選出方法に関する申し合わせ」による。
 - 5) 選挙管理委員会は、**代議員**選出の結果を総会に報告し、承認を受ける。

4. 本支部役員の任務は、次のとおりとする。

- 1) 支部長は、支部を代表し、会務を統括する。
 - 2) 常任幹事は、各県の機関幹事を代表して常任幹事会を構成し、支部長を補佐して、支部業務を審議・執行する。また、常任幹事会は、支部長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 3) 機関幹事は、機関幹事会を構成して支部の重要事項について審議し、会務を執行する。
 - 4) 監事は、支部の業務及び財産の状況を監査する。
5. 代議員の任務は、総会に出席して審議事項を議決する。また、本部役員選挙の選挙人になる。

申し合わせ事項

1. 支部長は、常任幹事又は代議員（当分の間、平成14年10月6日改定以前の評議員を含める。）並びにこれらの経験者の中から選出する。ただし、他支部選出の役員経験者は、これに該当しないものとする。
 2. 理事被選挙人は、代議員（当分の間、平成14年10月6日改定以前の評議員を含める。）を1期以上経験し、且つ支部役員を2期以上経験した者の中から5名を選出する。
 3. 同一人が支部長、理事被選挙人及び代議員候補者の複数に選出された場合の優先順位は、支部長、理事被選挙人、代議員候補者とする。
4. 役員候補者は、就任時（6月1日）の年齢が満68歳以下の者とする。
 5. 学会会員である旧支部長は、顧問として処遇する。
 6. 機関幹事は、新年度当初(4月中)に、所属機関の会員名簿と機関幹事名を支部長に報告する。
 7. 常任幹事会は、通常年1回開くが、支部長が必要と認めるときは、臨時に召集することができる。
 8. 機関幹事会は、通常年1回開くが、支部長が必要と認めるときは、臨時に召集することができる。
 9. 支部長が必要と認めるときには、代議員・常任幹事合同会議を開くことができる。
 10. 代議員・常任幹事・監事は、機関幹事と兼務することができる。
 11. 常任幹事は、代議員及び監事と兼務することはできない。
 12. 支部長に事故あるときは、支部長の所属する県の常任幹事は常任幹事会を召集して議長となり、事後の支部運営について審議する。
 13. 代議員に欠員または増員を生じた場合、常任幹事会で審議する。

施行 昭和57年 5月23日
改定 昭和58年 5月29日
昭和61年10月12日
昭和63年10月 9日
平成11年10月 3日
平成13年9月22日
平成14年10月 6日

4. 本支部役員の任務は、次のとおりとする。

- 1) 支部長は、支部を代表し、会務を統括する。
 - 2) 常任幹事は、各県の機関幹事を代表して常任幹事会を構成し、支部長を補佐して、支部業務を審議・執行する。また、常任幹事会は、支部長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 3) 機関幹事は、機関幹事会を構成して支部の重要事項について審議し、会務を執行する。
 - 4) 監事は、支部の業務及び財産の状況を監査する。
5. 代議員の任務は、総会および(社)日本家政学会(以下「本部」とする)代議員総会に出席して審議事項を議決する。また、本部役員選挙の選挙人になる。

6. 代議員および理事候補者の選出結果は、選挙の年の12月末日までに、本部役員選挙管理委員会委員長に報告する。

7. 本内規の改正は、支部総会の議を経て決定する。

申し合わせ事項

1. 支部長は、常任幹事又は代議員（当分の間、平成14年10月6日改定以前の評議員を含める。）並びにこれらの経験者の中から選出する。ただし、他支部選出の役員経験者は、これに該当しないものとする。
 2. 理事候補者は、本部委員会委員または支部役員を2期以上経験した者の中から選出する。
 3. 同一人が支部長及び代議員に選出された場合の優先順位は、支部長、代議員とし、理事候補者及び代議員に選出された場合の優先順位は、理事候補者、代議員とする。
4. 役員候補者は、就任時（6月1日）の年齢が満68歳以下の者とする。
 5. 学会会員である旧支部長は、顧問として処遇する。
 6. 機関幹事は、新年度当初(4月中)に、所属機関の会員名簿と機関幹事名を支部長に報告する。
 7. 常任幹事会は、通常年1回開くが、支部長が必要と認めるときは、臨時に召集することができる。
 8. 機関幹事会は、通常年1回開くが、支部長が必要と認めるときは、臨時に召集することができる。
 9. 支部長が必要と認めるときには、代議員・常任幹事合同会議を開くことができる。
 10. 代議員・常任幹事・監事は、機関幹事と兼務することができる。
 11. 常任幹事は、代議員及び監事と兼務することはできない。
 12. 支部長に事故あるときは、支部長の所属する県の常任幹事は常任幹事会を召集して議長となり、事後の支部運営について審議する。
 13. 代議員に欠員または増員を生じた場合、常任幹事会で審議する。

施行 昭和57年 5月23日
改定 昭和58年 5月29日
昭和61年10月12日
昭和63年10月 9日
平成11年10月 3日
平成13年 9月22日
平成14年10月 6日
平成22年10月10日

(社) 日本家政学会中国・四国支部理事候補者選出方法に関する申し合わせ 新旧対照表

旧	新
<p>(社) 日本家政学会中国・四国支部<u>理事被選挙人</u>選出方法に関する申し合わせ</p> <p>1. 理事被選挙人の選出について (社) 日本家政学会役員選出規程第7条に基づき、支部会員数を基に按分比例により算出された<u>理事被選挙人選出数5名</u>を選出する。</p> <p>2. 選出の方法について 1) 常任幹事会は、本支部正会員の中から、<u>代議員(当分の間、平成14年10月6日改定以前の評議員を含める。)</u>を1期以上経験し、<u>且つ支部役員を2期以上経験した者を候補者として推薦する。</u> 2) 本支部正会員は、投票要領に基づいて投票し、<u>理事被選挙人</u>を選出する。</p> <p>3. 投票要領について 投票の都度、<u>下記の例にならって定める。</u></p>	<p>(社) 日本家政学会中国・四国支部<u>理事候補者</u>選出方法に関する申し合わせ</p> <p>1. 理事候補者の選出について (社) 日本家政学会 支部選挙規程第5条に基づき、支部正会員数を基に按分比例により算出された選出数の理事候補者を選出する。ただし、このうちの1名は支部内規第1条1で選出された支部長とする。</p> <p>2. 選出の方法について 1) 常任幹事会は、本支部正会員の中から、本部委員会委員又は支部役員を2期以上経験した者を候補者として推薦する。 2) 本支部正会員は、投票要領に基づいて投票し、理事候補者を選出する。</p> <p>3. 投票要領について 投票の都度、支部選挙管理委員会が定める。</p>

(社) 日本家政学会中国・四国支部代議員選出方法に関する申し合わせ 新旧対照表

旧	新
<p>(社) 日本家政学会中国・四国支部<u>代議員候補者</u>選出方法に関する申し合わせ</p> <p>1. 代議員候補者の選出について (社) 日本家政学会代議員及び支部長等選出規程第2条に基づき、支部会員数を基に按分比例により算出された<u>代議員選出数7名</u>を選出する。</p> <p>2. 選出の方法について 1) 常任幹事会は、本支部正会員の中から、年齢層、専門分野、地域(県、中国地方、四国地方)等を考慮して候補者7名を推薦する。 2) 本支部正会員は、投票要領に基づいて投票し、<u>代議員候補者</u>を選出する。</p> <p>3. 投票要領について 投票の都度、<u>下記の例にならって定める。</u></p>	<p>(社) 日本家政学会中国・四国支部代議員選出方法に関する申し合わせ</p> <p>1. 代議員の選出について (社) 日本家政学会 支部選挙規程第3条に基づき、支部正会員数を基に按分比例により算出された選出数の代議員を選出する。</p> <p>2. 選出の方法について 1) 常任幹事会は、本支部正会員の中から、年齢層、専門分野、地域(県、中国地方、四国地方)等を考慮して、1.の選出数以上の代議員候補者を推薦する。 2) 支部選挙管理委員会は、本支部正会員の中から、代議員選挙に立候補する者を受け付ける。立候補した者は全員代議員候補者とする。 3) 本支部正会員は、投票要領に基づいて投票し、代議員を選出する。</p> <p>3. 投票要領について 投票の都度、支部選挙管理委員会が定める。</p>

(社)日本家政学会中国・四国支部 機関幹事名簿(平成22年度)

番号	大学名	機関幹事	E-mail	正会員数
1	鳥取短期大学	野津和功		6
2	島根県立大学短期大学部	藤居由香		3
3	島根大学教育学部	高橋哲也		4
4	宇部フロンティア大学短期大学部	中村敦子		6
5	山口県立大学	松尾量子		7
6	山口大学教育学部	山本善積		7
7	鈴峯女子短期大学	岡本洋子		1
8	比治山大学短期大学部	枝廣瑤子		3
9	広島女学院大学生生活科学部	小野育雄		7
10	県立広島大学	西田信男		10
11	広島大学教育学部	鈴木明子		12
12	広島文化学園大学・短期大学	今井裕子		8
13	広島文教女子大学	木村留美		3
14	福山大学生命栄養科学科	木村安美		3
15	福山市立女子短期大学	山本百合子		9
16	安田女子大学	大下市子		8
17	岡山県立大学保健福祉学部	山下広美		3
18	岡山学院大学	松下 至		2
19	岡山大学教育学部	イ キョンウオン 李 璟媛		6
20	川崎医療福祉大学	長野隆男		4
21	くらしき作陽大学	大野婦美子		6
22	山陽学園短期大学	隈元美貴子		2
23	就実短期大学	岡本己恵子		3
24	中国学園大学・中国短期大学	宇野保子		4
25	ノートルダム清心女子大学	國本あゆみ		7
26	美作大学・同短期大学部	小山京子		5
27	香川短期大学	能登原英代		4
28	香川大学教育学部	加藤みゆき		6
29	愛媛大学教育学部	金子省子		7
30	松山東雲短期大学	大塚暢幸		11
31	高知学園短期大学	小西文子		2
32	高知女子大学生生活科学部	川口順子		7
33	高知大学教育学部	田村和子		4
34	四国大学生生活科学部・短期大学部	植田和美		16
35	徳島文理大学人間生活学部・短期大学部	松下純子		10
36	鳴門教育大学学校教育学部	キムジョンギョン 金 貞均		7

(社)日本家政学会中国・四国支部 総会・研究発表会担当校一覧表

平成22年9月19日現在

回	年次	担当県	会 場	担当校
発会式	昭29	広島	広島大	広島大
1	30	山口	山口女短大	山口女短大
2	30	高知	高知女大	高知女大・高知大
3	31	島根	島根大	島根大・県立島根女短大
4	32	徳島	徳島大	徳島大
5	33	岡山	岡山大	岡山大
6	34	愛媛	愛媛大	愛媛大
7	35	広島	広島女大	広島女大・広島女学院大短大
8	36	鳥取	鳥取大	鳥取大
9	37	香川	香川大	香川大
10	38	山口	山口大	山口大・山口女短大・宇部短大
11	39	高知	高知女大	高知女大
12	40	岡山	ノートルダム清心女大	ノートルダム清心女大・他5大学
13	41	島根	島根大	島根大・県立島根女短大
14	42	徳島	徳島女大・四国女大	徳島女大・四国女大・徳島大
15	43	広島	広島文化女短大	広島文化女短大
16	44	愛媛	松山東雲短大	松山東雲短大
17	45	山口	宇部短大	宇部短大・山口大・山口女短大
18	46	岡山	美作女大	美作女大
19	47	香川	香川県明善短大	香川県明善短大 他
20	48	広島	広島女学院大短大	広島女学院大短大・大下学園女短大・比治山女短大
21	49	広島	広島大教育(福山)	広島大教育(福山)
22	50	高知	高知大	高知大・高知女大・高知学園短大
23	51	鳥取	鳥取市福祉文化会館	鳥取大・鳥取女短大
24	52	岡山	岡山大	岡山大
25	53	徳島	徳島県郷土文化会館	四国女大・徳島大・徳島文理大
26	54	広島	広島大学学校教育	広島大学学校教育・鈴峯女短大
27	55	愛媛	聖カクレ女短大	聖カクレ女短大・愛媛大・松山東雲短大・今治明德短大
28	56	島根	島根大	島根大・県立島根女短大
29	57	山口	山口女大	山口女大・山口大・宇部短大
30	58	香川	上戸学園女短大	上戸学園女短大・香川大・香川県明善短大・香川短大
31	59	岡山	中国短大	岡山県下全大学(30周年記念)
32	60	広島	安田女短大	安田女短大・文教女大短大・山陽女短大
33	61	高知	高知女大	高知女大・高知学園短大・高知大
34	62	鳥取	鳥取大	鳥取大・鳥取女短大
35	63	愛媛	愛媛大	愛媛大・松山東雲短大・聖カクレ女短大・今治明德短大
36	平1	岡山	岡山女短大	岡山女短大・神戸女大瀬戸短大・山陽学園短大
37	2	徳島	徳島県郷土文化会館	徳島大・四国女大・徳島文理大・鳴門教育大
38	3	広島	福山市立女短大	福山市立女短大
39	4	山口	山口大	山口大
40	5	岡山	就実短大	就実短大

総会・研究発表会担当校一覧(続き)

回	年次	担当県	会 場	担当校
41	6	香川	香川短大	香川大教, 農・香川短大・香川県明善短大・瀬戸内短大
42	7	島根	島根県立女短大	島根県立女短大・島根大
43	8	愛媛	松山東雲女大・短大	松山東雲女大短大・今治明德短大・愛媛大・聖カトリック女短大
44	9	広島	広島大	広島大教育・広島大学校教育
45	10	高知	高知大	高知大・高知女大・高知学園短大
46	11	徳島	徳島文理大・四国大	徳島大・徳島文理大・四国大
47	12	岡山	山陽学園短大	山陽学園短大
48	13	山口	宇部短大	宇部短大
49	14	鳥取	鳥取短大	鳥取短大・鳥取大
50	15	広島	県立広島女子大	県立広島女子大
51	16	香川	香川大学教育学部	香川大学農学部
52	17	愛媛	聖カタリナ大学	愛媛大・聖カトリック大短大部・松山東雲大・松山東雲短大
53	18	岡山	岡山大	岡山大・ノートルダム清心女子大・美作大・同短期大学部
54	19	島根	松江テルサ	島根県立大短大・島根大
55	20	広島	安田女子大学	安田女子大学・比治山大学短期大学部
56	21	高知	高知会館	高知女子大学・高知大学・高知学園短期大学
57	22	山口	山口県立大学	山口県立大学・山口大学・宇部フロンティア大学短期大学部
58	23	徳島	鳴門教育大学	鳴門教育大学他
59	24	岡山		
60	25	香川		

支部総会・研究発表会担当県の割当方式

昭和 59 年 4 月 1 日

県名	会員大学数	担当頻度
広島	12	6年間に1回担当
岡山	10	〃
山口	5	9年間に1回担当
香川	4	〃
愛媛	4	〃
徳島	3	12年間に1回担当
高知	3	〃
鳥取	2	14年間に1回担当
島根	2	〃
計	45	

この方式によれば、42年間に41回担当県を決めることができる。

県	機関数	正会員数
鳥取	1	6
島根	2	7
山口	3	20
広島	10	64
岡山	10	42
香川	2	10
愛媛	2	18
高知	3	13
徳島	3	33
計	36	213

機関数	回	年度	直前回	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80			
広島	10	1/5	55							●											○																	
岡山	10	1/5	59											●					○																			
香川・愛媛	2+2=4	1/7	56*				○				●				○			○																				
鳥取・島根	1+2=3	1/10	52**	○			●		○																	○												
山口	3	1/10	57									●																										
徳島	3	1/10	58										●																									
高知	3	1/10	56								●																											
		33/35																																				

* 56=(52+60)/2

** 52=(49+54)/2

Sent: Thursday, February 25, 2010 8:06 PM

Subject: 常任幹事のみなさまへのご相談

今年の支部大会開催県であるの山口県の支部大会実行委員会から、下記の相談がありました。

1. 参加費について

開催地が山口であるということで、交通費の関係から参加者が少なくなることが話題となり、参加費等を安く設定するのはどうかという意見がでました。

従来支部大会への参加費は、正会員 1 5 0 0 円、学生会員 3 0 0 円、非会員 2 0 0 0 円、要旨集代 1 0 0 0 円と設定されていましたが、例えば正会員 5 0 0 円、学生会員、非会員については 0 円、要旨集 5 0 0 円とすることは可能でしょうか？

昨今の経済状況から学生会員からの参加費を徴収するのは難しいのではという意見もありました。また隣接領域の方をお誘いし参加してもらうことで、家政学会の広報にもなるという意見もありました。

2. 研究発表について

研究発表については、従来演者は正会員あるいは学生会員に限るということになっていましたが、共同研究においては、演者は非会員でも発表できるようにするというのは可能でしょうか？ 大学院生等の場合には、入会は経済的な負担を伴いますので、とりあえず発表できる場を作ることで、将来の会員増にもつながるのではという理由です。

実行委員会としては、できるだけ参加者を増やし、活気ある大会にしたいという考えから、以上をご相談申し上げます。

重要な内容の相談なので、常任幹事のみなさまにご相談させていただきたいと考えました。

支部長として、ご提案の趣旨である参加者を増やし活気ある大会にしたいという考えは、この提案のメリットとして理解できます。

まず、1. 参加費について、会計幹事に会計的なことを確認したところ、支部から大会校への補助金を増やすわけではないので、この案で赤字にならないのであれば、実行不可能な案というわけではないということでした。

しかし、庶務幹事、会計幹事を含めこの提案について考えたのですが、いったんこの案を認めると、山口の次の大会以降の参加費の決定にも大きな影響を及ぼすであろうと思います。山口大会の参加費は前例としない、ということでこの案を認めたとしても、やはり、山口の次の大会以降で、参加費を現状に戻すと、それは、支部会員からは参加費の値上げと受け取られてしまう可能性は否定できません。

したがって、支部長としては、現時点で急いでこの案を認めることに否定的な考えをもっています。

2. の非会員を演者にするについては、以前からそのような議論はあったように記憶しています。そして、これは、1. の非会員の参加費を無料にすることとも連動していると思います。

たしかに、この点は議論の余地はあると思うのですが、なぜ、そのようになっていないかという理由の一つは、学会本部の全国大会の方針にあわせているということです。ご存じのとおり、全国大会では発表演者は会員（正会員・学生会員）に限定され、非会員は発表できません。非会員が共同発表者になるためには登録料が必要で、このほかに大会に参加する場合は参加費（正会員より高い）が必要です。

学会理事会でもこの点が話題になるのですが、変更にはいたっていません。そして、このようなことについて、支部と本部とで違いがあってもいいかどうかは本部に確認する必要があると思います。

（この点については後日の理事会で確認したところ、本部と支部とで違いがあってもかまわないとのことでした）

以上のことから、支部長としては、今回の実行委員会からのせっかくのご提案ですが、1. 2. とともに現時点では認められない、という回答をするということを原案と考えました。

ただし、重要な問題なので、今回の回答は回答として、常任幹事会の議題にして、もう少し時間をかけて検討することにしたいとも考えています。